

## 松田町不妊治療（先進医療）費助成金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、医療保険適用の体外受精又は顕微授精（以下「体外受精等」という。）と併用して実施された保険適用外となる治療及び技術を受ける者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1） 保険医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- （2） 先進医療 前号で規定する保険医療機関で実施される医療保険適用の体外受精等と併用して実施され、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）により告示されている治療及び技術をいう。
- （3） 1回の治療 医師が判断した排卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程をいう。

### （助成対象者）

第3条 この要綱により助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療を保険医療機関で受けた者

(2) 1回の治療の初日から申請日までの間、法律上の婚姻をしている者又は事実婚をしている者

(3) 申請日において助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記載されていること。ただし、町長が認めた場合はその限りではない。

(4) 次に掲げる医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 対象者に本町の住民税等及びこれに準ずる納付金等の滞納がないこと。

(6) 当該体外受精等治療及び先進医療に要した費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けていてないこと。

（助成の対象となる費用）

第4条 助成の対象となる費用は、1回の治療で医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療に係る費用とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、1回の治療につき、先進医療に要した費用として、5万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成の回数）

第6条 助成の回数は、体外受精等を医療保険で治療できる要件と同様とする。

(助成金の交付申請)

第7条 申請者は、1回の治療が終了した日の属する月の翌月から起算して6月以内に松田町不妊治療（先進医療）費助成金交付申請書（第1号様式）により次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

(1) 松田町不妊治療（先進医療）費医療機関等証明書

(第2号様式)

(2) 保険医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書

(3) 次に掲げる助成対象者に係る書類

ア 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。

イ 住民票の写し

ウ 事実婚関係に関する申立書（第3号様式）又は本町のパートナーシップ宣誓書受領証（事実婚をしている者に限る。ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。）

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、松田町不妊治療（先進医療）費助成金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 本助成金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第17条の規定により、実績報告及び助成金の額の確定の手続きを省略する。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに松田町不妊治療（先進医療）助成金請求書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に終了した治療に係る不妊治療について適用する。

（松田町特定不妊治療費助成金交付要綱の廃止）

2 松田町特定不妊治療費助成金交付要綱（平成27年松田町告示第62号）は、廃止する。

（松田町一般不妊治療費助成金交付要綱の廃止）

3 松田町一般不妊治療費助成金交付要綱（令和2年松田町告示第91号）は、廃止する。